

2023 年度「アイングループ スカラーシップ」  
奨学金プログラム募集要項

【本事業の趣旨】

本奨学金は、東京大学大学院薬学系研究科薬学博士課程および薬学部薬学科に在籍する極めて優秀な人材に経済的支援を行うことにより学業の奨励並びに顕彰と、薬剤師として医療高度化を推進する意思のある人材、薬剤界の未来のリーダーとなる人材の育成を図るものである。全額、株式会社アインファーマシーズからの寄附により運営する。

1. 申請資格

2023 年 4 月時点で、下記（1）または（2）の条件を満たす者

- （1） 東京大学薬学部薬学科 5 年に在籍し、東京大学大学院薬学系研究科薬学博士課程への進学を希望する者。
- （2） 東京大学大学院薬学系研究科薬学博士課程 1 年に在籍している者

ただし、原則として、採用時において休学している者を除く。

また、職に就き給与を受けたまま在籍する社会人学生については、対象外とする。

2. 支給月額及び支給期間

学部生 支給額：100,000 円/月

支給期間：2023 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 2 年間

大学院生 支給額：180,000 円/月

支給期間：2023 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 4 年間

3. 選考方法

選考は、申請書類（申請書[様式 1]）、指導教員の評価書[様式 2]）及び成績情報により行う。必要に応じて面接を加えることがある。

4. 採用予定数

学部生・大学院生 各 2 名程度

5. 申請手続き

（1） 申請方法

① 書類は指定された URL にアップロードすること。

② 受付期間 2023 年 5 月 8 日（月）から 2023 年 5 月 19 日（金）16：00 まで。

## (2) 申請書類等

### ① 学生が提出する書類

- ・ 申請書（様式 1）

所定の様式に所要事項を記入したものを PDF 形式で指定の URL にアップロードすること。

ファイル名は「学生番号\_学生氏名\_様式 1.PDF」とすること

- ・ 成績証明書

大学の学部における成績証明書。PDF 形式または写真データで指定の URL にアップロードすること。

ファイル名は「学生番号\_学生氏名\_成績証明書」とすること。

申請書類アップロード用 URL

<https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/jDocgcviPpvs7C0ip2O3kLxB3mheTtSjfu6IgHeCWz2C>

### ② 指導教員が提出する書類

- ・ 評価書（様式 2）

現在の指導教員が所定の様式に記載したものを PDF 形式で指定する URL にアップロードすること。

ファイル名は「学生番号\_指導教員名\_様式 2.PDF」とすること。

※URL は対象者の指導教員にメールでご案内します。

## 6. 選考結果発表及び採用手続き

- (1) 選考結果は、2023 年 5 月以降に、本人あてに通知する。
- (2) 受給決定者には、受給決定通知とともに手続要領を送付するので、所定の期間内に必要な受給手続（銀行口座届け等、手続書類の提出）を行うこと。所定の期間内に受給手続を行わない場合は、受給を辞退したものと取り扱う。

## 7. 他の奨学金等との併用の取扱い

- (1) 以下のいずれかに該当する者は本プログラムに申請をすることができない。
  - ・ 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生
  - ・ 本国から月額 8 万円を超える奨学金等の支援を受ける留学生 【※1】
  - ・ 日本学術振興会（JSPS）特別研究員（DC）
  - ・ 文部科学省科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業採用学生
  - ・ 文部科学省卓越大学院プログラム（WISE）生
  - ・ 博士課程教育リーディングプログラム生、国際卓越大学院教育プログラム（WINGS）生
  - ・ 他機関から月額 8 万円を超える経済的支援を受けている学生 【※1】

・東京大学および国立研究開発法人の事業【※2】により月額 16 万円を超える経済的支援を受けている学生

(2) 日本学生支援機構の奨学金受給者（給付も含む）及び授業料免除の該当者は申請することができる。

【※1】月額 8 万円以下の支援の場合は応募可（本奨学金プログラムとの併用が可能かは必ず事前に確認すること。）

【※2】本募集要項においては、財源にかかわらず東京大学又は国立研究開発法人が機関として責任をもって経理を行っている活動

#### 8. 奨学金受給者の義務

(1) 本奨学金受給者は、毎月、所定の様式により、研究経過及び他の奨学金等の受給状況に係る報告書を提出しなければならない。また、本奨学金の支援者らを招いた成果報告会・交流会に参加するものとする。

(2) なお、併用ができない他の奨学金等の受給が確定したため、本事業を辞退する必要が生じた場合には、必ず教務チームに受給停止申請書により早急に届け出ること。

#### 9. 注意事項

(1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は、受理しない。

(2) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした場合は、受給決定後でも遡及して受給を取り消し、奨学金の返還を求めることがある。

(3) 本奨学金受給者は、各自で所得税の確定申告を行うこと。